

## 富谷市監査告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき報告した令和3年度随時監査の結果について、富谷市長から同条第14項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年12月24日

富谷市監査委員 眞山 巳千子

富谷市監査委員 浅野 武志

### 記

- 1 監査の対象  
部 署 市長部局、教育委員会部局の全部署  
内 容 契約事務
- 2 監査結果の報告日  
令和3年12月6日
- 3 措置を講じた旨の通知があった日  
令和3年12月20日
- 4 措置状況報告の内容  
別紙のとおり

富総第149号  
令和3年12月20日

富谷市監査委員 眞山 巳千子 殿  
富谷市監査委員 浅野 武志 殿

富谷市長 若生 裕俊

随時監査（契約事務）の結果について（回答）

注意・改善事項にありました、契約事務に関する規程等につきましては、令和3年4月1日付で「富谷市見積徴収規程」をはじめ「富谷市請負工事監督規程」、「富谷市建設関連業務監督規程」、「富谷市設計単価等決定要領」、「富谷市工事等検査執行要領」、「随意契約ガイドライン」を新たに定めております。

これらの施行にあたっては、令和3年3月29日と4月22日に説明会を開催するとともに、令和3年4月23日付で全職員にメールでの周知を行いました。

さらに、契約事務に関しては事務実務研修として本年7月に2回研修を行った他、企画部財政課においても、決裁や合議に合わせて指導・改善を行ってきたところではありますが、依然として規程等に合わない事務処理が見られることから、年度内に各課の契約主務担当を対象とした説明会を開催することを軸に、周知の徹底を行っていくことと致します。

また、その他契約事務に係る検討事項につきましても早急に内容を精査するとともに、その結果につきましては、周知を徹底するよう努めてまいります。